

## 第9回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 17 日 ( 金 ) 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 2 場 所 山形県自治会館 401 会議室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、伊藤委員、小山委員  
齋藤委員、沼田委員、日原委員、堀委員、前内委員、宮原委員 12 名  
欠席委員 岩鼻委員、志村委員、半田委員 3 名

### 4 審 議

( 中村会長 )

いよいよ暮れも押し迫って参りました。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今、事務局からも御説明ございましたように、本審議会は今年 2 月から第 2 期ということになっております。第 1 期の 2 年間は景観条例に基づく景観計画を策定しまして、後半には本格的に運用が始まりました。今年度に入りまして今日が最初の審議会でございますけども、実はその間に審査部会が数回開かれており、部会長の山畑委員をはじめ、部会の委員の皆様には大変御苦労をいただいております。私からお礼申し上げたいと思います。

今日もそれに関連いたしまして、一つ審議事項が入っておりますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

( 議事録署名委員に、小山委員と日原委員を指名 )

それでは、議事に入りたいと思います。今日の審議会の諮問事項は 1 件、その他に報告事項として重要な事項も入っているようです。

まず、諮問事項であります「山形県景観条例第 26 条に基づく眺望景観資産の指定について」ですが、これは置賜景観回廊区域内にある眺望景観資産の指定を新たに御審議いただきたいという案件でございます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

( 事務局 )

「山形県景観条例第 26 条に基づく眺望景観資産の指定について」を説明。( 略 )

( 中村会長 )

ありがとうございました。

それでは、次に石川委員に現地調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。

( 石川委員 )

はい。では私から簡単に御報告させていただきます。

ただ今、事務局から御説明いただいたとおりではありますが、若干、補足させていただきます。

8 月に現地に行きました。この視点場は、米沢盆地の西の眺山 ( ながめやま ) という名前の丘陵地帯になっておりまして、この丘陵地帯の西側は牧場とかアスパラ団地とか農業生産の基盤になっております。その東側には古墳群があります。この古墳群というのは、総数 188 基の古墳がありまして、東北で最大の古墳群です。国指定の史跡にもなっております。その中の一つのこの T41 墳を視点にしてはどうかということで調査をいたしました。

主対象としては事務局の説明がありましたように、景観条例第 26 条にあります田畑に該当します。ほとんどが田んぼで、米沢盆地の一部ということになるかと思っております。結論としまして、眺望景観資産として指定の方針の考慮事項の 4 条件、1 番目に美しい景観の調和が保たれていること、2 番目に視点場が地域固有の特性を有していること、次の点がこの一番の特徴だろうと感じていますが、3 番目に眺めを生かした地域づくりが行われていること、4 番目に見え方が安定していること、この

条件を満たしており、特に米沢盆地の里山と平地との農村集落両方の関係性を示す事例ではないかと考えています。山形県内では、里山景観は非常に重要な景観資源であると思っているのですが、里山文化が廃れているという中で、この地域ではみんな非常に一生懸命に保存や伝承に努めているということからも眺望景観資産として指定をしたい案件であると考えております。

結論の補足としまして、第1番目に眺山の丘陵というのは先程申しましたように、西側と東側は山の姿は違っていますが、東側の斜面は町管理の土地となっており、低い山なのですが貴重な山野草があったり、湿地があったり、豊かな生物がいる空間でございまして、視点場一帯が文化的な景観のある空間になっているという感じがします。そういうことで農村集落の風景を含めた重層的な地域資源を生かした地域づくりが行われています。

補足の第2番目として、置賜地方は地形的歴史的に東側に米沢盆地、真ん中は長井盆地、西側が小国盆地と三つに分けられます。その中で散居集落は、白鷹町から長井市、飯豊町、川西町に連たんして繋がっている、これが特徴だと思います。置賜地方では家々の周りに屋敷林があるのですが、川西町では集落の屋敷林と各家の屋敷林とが混在してしまっていてこういう点が特徴かという気がします。そういう意味でも興味深い地域なのではないかと思えます。

それから、飯豊町の場合は、180度の展望が開けた散居集落の展望台があって、「第1回美しい日本のむら景観コンテスト」の最高賞や「第10回農村アメニティ・コンクール」で最優秀賞をもらっているのですが、展望台があるだけでただ見てくださいという感じになっています。一方、今回の視点は視界が少し狭くて、120度程で展望台自体の視野が狭いということはあるのですが、地元の犬川地区の住民の人たちが「下小松古墳群を守る会」を中心として道路の整備とか、案内板の設置とか、動植物を守る活動とか、さまざまなスキル向上や遺跡資源発掘など、地域づくりに一生懸命取り組んでいます。この点が非常に優れています。加えて、後継者もしっかり育成していることから、景観資源として、重要であり活かしていける要素があるのではないかと考えています。以上です。

(中村会長)

どうもありがとうございました。それでは、御審議をお願いします。

ところで、この場所はイザベラバートさんと関係あるのですか。

(石川委員)

イザベラバートは小国から降りてきて、すぐに見たと伝えられているわけですが、恐らくここも眺めただろうと考えられます。

(中村会長)

十三峠ともつながっているんですね。

(石川委員)

天候によっても違いますし、どのへんまで深く見えたかわかりませんが、一応、見たのではないかと思います。

(中村会長)

他になにか。御意見ありませんか。

(伊藤委員)

私はこの視点から眺めたことはないのですが、この近辺は見たことがあります。結論としては、この件を指定することに異存はないのですが、資料の指定要件の該当内容、すなわち簡単に言えばなぜここを選んだかという理由について、意見があります。

「将来の世代に引き継いでいくべき良好なもの」の説明の、「米沢盆地の景観の基調となっている田畑景観」「農村と里山の階層性」のところ。私がここに実際に行って、「すごいな、珍しいな」と思うのは、まさにそのいろんな農村と里山の階層性なのかもしれませんが、写真を見ますと、単に田んぼが広がっているというだけではなくて、田んぼの中にちょこちょこ林が見えます。この場所で実際に眺めたことがないので確認はしていないのですが、この辺りを車で通ると、田んぼの中に林があって、そこに耕している人の民家があって、そこが管理している神社がある。きれいな田んぼが並

んでいるというだけではなくて、そこの周辺の田んぼを耕している方の住居もそこにあって田んぼが広がっている。それは確かに田んぼを見慣れている山形県民から見てもそういう農村と里山と言うか、農家と田んぼの関係というのは珍しいなと思っています。多分そのあたりのことが、今回ここを指定するという事ではないのかと思います。

逆に言えば、単純に米沢盆地の田畑とか、農村と里山の階層性というのは、県内いたるところにある。そういう意味では、その関係だけで言えば同じようなものがいくつもあるわけで、この視点場の下小松古墳群の意味ですとか、その周辺が整備されると非常に散策するだけで楽しい場所になることは私も理解するのですが、ポイントとしては、なんでこの視点から眺める主たる対象物を指定するのかということをもう少し言っていたらいいと思います。古墳とかその地域の快適性だけでは少しこの眺めを指定するための説明としてはちょっと弱いというか、わかりにくいと思います。農村と里山との階層性、米沢盆地特有の田園景観の中身をもっとわかりやすくしたらよろしいのではないかと思います。

(中村会長)

わかりました。それはまとめるときに留意したいと思います。他にございますか。

(日原委員)

少し関連しますけども、ここを指定した意義性を考えますと、下小松古墳群という名前がでてきているわけですから、こういったネーミングと眺めとの組み合わせ、そしてこの古墳群の時代性、その辺をきちんと素人にもわかるようにしてもらって、二つのイメージを常にセットとして眺めることの価値が大きいと私は思います。

(中村会長)

そうですね。やはり視点とその周辺の場の性質をもう少しきちんと認識した形でまとめたいと思います。その他、何か御意見がありますか。

(堀委員)

今のお二人の意見と同じなのですが、やはり論理的に組み立てるべきだと思います。

論理的というのはやはり他と比べてどんな特徴があるのかということ。山形県内にたくさん田園景観がありますが、そういう中でこの対象物はどのような特徴を持っているのか、他とどのように違うのか、こういう比較はいろいろなもの選定でも大前提で言っているはず。例えば、国立公園なんかもそうですが、このように日本の中でユニークな特徴のある地形であるとか、空間構造であるとか、あるいは景観であるとかでまとめるわけですから、この対象物のある米沢盆地のこの場所の田園、ここでは田園景観がどういう空間構造的な特徴を持っているのかということを整理するとわかりやすくなるのです。

やはり先程お話があった飯豊の散居集落と比べてどう違うのか、あるいは庄内平野の田園とどう違うのか、村山盆地とどう違うのか。それがあれば大変わかりやすく、なるほどここはこういうユニークな田園景観だな、田園空間だなということになると思います。それが1点目です。

2点目は、そのように対象物の整理ができれば、その対象物、この場合は米沢盆地の田園ですけども、それを眺める複数の視点があるはずなので、主だった視点とここからの眺望の比較もあると、やはりわかりやすいと思います。視点の方に関しては、先程お話いただきましたけど、その歴史的な由緒であるとか、里山の話であるとか、いろいろあると思いますが、他の代表的な視点と比べて、なるほどここは視点としても優れているという説明が必要だと思います。

もう一つはその視点からの眺めということで、眺め全体について分析的というか、論理的に整理するということが必要だろうと思うので、散文的な記述にとどまらず、なるべく比較するとか分析するとかしていただいて、例えば、この景観が一番わかりやすいのは、対象物、見てもらいたいもの、見たいものが、鉛直方向の見込み角が何度で見えているのかなど、そういうものがあると非常によくわかると思います。景観というのは何が見えているか以上に見えているもの見たいものが一番大きく見えているというのがかなり重要なことですので、他の視点と比べた時にどのような眺めの違いあるの

か、確かにここが優れていると、眺めとしてもすぐれているし、視点としてもすぐれているというような解説があると、聞いている方としてはよくわかるかなと思います。その辺りの整理がされるとわかりやすくなると思います。

(宮原委員)

私はこの景観を見たときに、一番目についたのは山の方でした。ここには対象物として米沢盆地の眺めと書いてありますが、まさに盆地景観が一番クリアに見えるところだと思います。その米沢盆地の東端には奥羽山脈の一部の山並が立ち上がっています。いわば、日本海側と太平洋側を分けている境目です。その東北の背骨を分けているダイナミックなそういう景観がよく見える場所という風に考えていただいて、その遠くの山の意味とそれからここに広がっている米沢盆地の一番底の水田地帯、その盆地の大きな地形が非常によく見えるところというので、今この景観を拝見して非常に感銘を受けています。そういう部分も説明の中に加えられると見ている意味がわかると思います。

それとこの下小松古墳群は、先日、置賜農業高校の生徒さんから教わったのですが、井上ひさしさんが「ひょっこりひょうたん島」を作られた時にひょうたん島をイメージしたのが古墳の形らしいですね。ですから、おそらく井上ひさしさんが小さい頃こういうところで遊ばれて、見ていた景観だと、そういう物語もあるのかなと思います。非常に興味深く拝見しました。

やはりこの意味の部分で、何をみているのかというのを伝えるのが非常に重要かと思います。

(中村会長)

わかりました。いずれにしても、指定することが御了解されれば、私が答申をまとめることになりまますので、今の皆さんの御意見をよく考えたうえで事務局と相談してまとめたいと思います。

ここに、これだけ古墳がたくさんあるということは、古墳の下の部分は盆地になっていて、当然、村ができるし、初期の水田もあったのでしょね。古代からのハビタット(生息地)というものは間違いないところなのだろうと思います。今の御発言の最後の部分は、盆地の方から見た時の眺めのことをおっしゃったのですか。おそらく、盆地の方からこの丘陵を見たら割と目立つのではないですか。

(宮原委員)

私もちょっとどういう風になっているのかわからないのですが、丘陵の連なりの一部になるのでしょうか。

(中村会長)

それはまとめる時にもう一回確かめますけども、こういう古墳があるということは、人は下に住んでいたわけですから、非常に印象深い丘の景色なのではないでしょうか。ここは眺山と言われているということからもよほどランドマークとして印象深かったということではないでしょうか。

(沼田委員)

川西町の「下小松古墳群を守る会」という地元の組織もしっかりしているということで周りの駐車場とか散策路とかマップとか、そういうものもきちんと整理されているということでした。やはり地元の人たちが長い時間をかけて一生懸命それをやっているということだと思いますので、これからもそこを守っている人達がいるということをもっと大事にしていかなければと思います。

(中村会長)

どうもありがとうございました。他に御意見どうぞ。

(小山委員)

平野の中に屋敷林があるというのはどこにでもある風景なのですが、なかなか屋敷林を高台からまともに見られるというところは少ないと思います。実は、羽黒の方で眺望景観資産の調査をした時にも、頭の中では屋敷林だとわかっているのですが、見た場合に屋敷林ではなくて家々が見える。洗濯物ですとか、人がいるとか、家の窓があるとかで、そういったものがじゃまをして、屋敷林の風景にはなっていなかったのですが、ここはまさにその屋敷林がきれいに見えるという場所ではないかと思っています。

それから物質的な空間もそうなのですが、時間的な空間といえますか。それがとても大事だと思います。未だに残っているというのも少し強調して出していくのもいいかと思います。

(中村会長)

はい、わかりました。

だいたい、皆さんの御意見をお伺いしましたけども、こんなところでよろしいでしょうか。これは審議会への正式な諮問事項ですので議決を要するので採決してよろしいでしょうか。

(事務局)

一つだけ、すみません。先程、井上ひさしさんのお話がありました。これは地元小松地区に御提案した資料なのですが、ひょうたん島の物語にちなむということで補足させてください。里の方から山を見た形が、ひょうたんの形になっているというのが、ひょうたん島の発想の原点となっていると言われています。あとは川西町のまちなかでもひょうたん弁当というのを提供していたり、ひょうたん島のキャラクターがまちなかに置かれていたりします。そういうことをつないで、この一帯の観光につなげる努力をしていきたいと思っています。

(中村会長)

はい、わかりました。

(相羽委員)

二つ意見があります。

一ヶ所の視点から見える範囲が対象物ということなのですが、その盆地というのはずっとつながっていてこの盆地が見える視点場がいろいろある。例えば、長井にもあれば白鷹にもあるということがあります。ここから見える範囲の部分というものだけじゃなくて、ものとしては対象がかなり大きくあってそこに視点場がたくさんある中で、今回はここだということですが、これからの発展としては、対象物に対して届出とかで、例えば、農転してはいけないとか、この屋敷林は簡単には壊せなくなるとか、そういうようなものとしてとらえることが可能なのか。そういうものがあつた方がいいというのが一つです。

景観回廊に面しているから今回はここなのでしょうけども、いい対象があればいい見え方をする場所も複数でできる可能性があるんで、他の視点場もこれから順次、それ以外のところでやはり繋げていくというか、それに繋げていくという中で、今回初めてここを指定する。ここから見える視点場と対象だけではないということ踏まえた書き方をするのが重要だという気がしました。

(中村会長)

代表の視点としては、ここを象徴的な視点としていいけども、こういう場合は視点系、複数の視点のシステムとしてお考えになったらどうかと思います。制度上の代表はこの場所一つでいいと思いますが、説明としては複数の視点のシステムとしてこの辺り全体の歴史的価値、景観としての価値がわかるような形で説明しておくのが一番いいと思います。

(相羽委員)

ひとつおりに対象物があるわけだから、それを見る他の視点も視点場としてこれから整備していくというような位置付けにつなげていくべきではないか思います。

(中村会長)

はい、他にありますか。石川委員どうぞ。

(石川委員)

今の御意見と関連するのですが、時間と場所が限られますが、夕方に白鷹町にある同じような散居集落、屋敷林が見える視点で西側から東側を見たら体がぞくぞくするほど美しいという場所があります。飯豊町の方が有名で全国でも優秀な視点の対象として認められたわけですけども、置賜地方にもおっしゃるとおり、視点系としてはっきり存在するものがありますので、そういう視点からいろいろ発掘できると思います。あとで景観回廊の報告があると思いますが、これも景観回廊の大きな資源だと思います。

(堀委員)

先程言い忘れたことがありました。やはりこの視点から見える範囲を地図で示した方がいいと思います。盆地全体だけではなくて、先程宮原委員も言われたとおり、向こう側の山まで入れた形で、視点の地図はありますが、対象物の地図がないというのが不備かと思います。

(中村会長)

はい、ありがとうございました。皆さん、ごもっともな意見だと思います。答申の内容のことは別にいたしまして、これを眺望景観資産に指定するということに対して、改めて採決してよろしゅうございますか。それでは御賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

どうもありがとうございました。それでは、指定することに異議はないということにしたいと思います。答申の内容につきましては、これをどう書くか、大変重要な宿題をいただきましたので、事務局と相談してまとめたいと思います。まとめた結果については皆さんにお目通ししていただいた方がいいのではないかと思います。その時に付け加えたいということがあれば言っていただきたいと思います。指定することはよろしいのですが、その説明については多少時間がかかるかもしれませんが、今後のこともありますので勉強していきたいと思います。

正式な諮問事項はこれ一つでございます。あとは報告が数件ということでございますので、さっそくですが報告事項1件目の「山形県景観審議会の開催経過」について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「山形県景観審議会の開催経過について」を報告。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。これまでの、審議経過について御報告いただきました。何か質問ございませんか。

(齋藤委員)

さきほど眺望景観資産について審議しましたが、例えば、携帯電話の鉄塔があのエリアの中に入ったときに、今までよりもそれがコントロールされるということになるのでしょうか。眺望景観資産に指定したということが具体的にはどういう効果をもたらすのか。では、鉄塔ができるとなった時に、ここは眺望景観資産に指定されているのでちょっと待となるのか、そうじゃなく指定されていますということで無言の圧力をかけるということになるのか、どのようになるのでしょうか。

(中村会長)

何か事務局から御説明ございますか。

(事務局)

眺望景観資産に指定することで規制を強めることは可能かと思いますが、指定してすぐにそのような取扱いにはなりません。眺望景観資産に指定した場合には、必要に応じて資産保全のための景観形成基準を別途定めることができるとなっておりますので、そういったことで対応することになります。

通常は、届出の景観形成基準で県内を通っている主要幹線道路からの月山、鳥海山といった県を代表するような山岳の眺望景観をさえぎるような物があつた場合には審査部会で審査するという取扱いをしております。

(中村会長)

それでは開催経過についてはこういうことでよろしゅうございますか。この後、報告事項が数件引き続きあります。それでは報告事項の2件目の景観回廊について、御報告をお願いします。

(事務局)

「景観回廊について」を報告。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告に関して何か質問等ありますでしょうか。

景観回廊の中に入っている自治体のうち景観行政団体になっているのはどこどこでしたか。

(事務局)

庄内景観回廊は鶴岡市で、置賜景観回廊は長井市です。

(中村会長)

沼田委員どうぞ。

(沼田委員)

説明の中で、創造の森交流館の三角窓を直すということでしたか。

(事務局)

管理をされている所長さんの話ですと、窓の棧をとってパノラマによく見えるような状況にしたいということでした。

(沼田委員)

やはり窓の外のベランダから見た方がきれいだし、経費がかかるし、この窓はそれなりにデザインされていると思いますので、別に直さなくてもよろしいのかなと思います。なかなか、お部屋の中から景観を眺めるとか、写真をとるとというのは難しいと思いますので。それであれば、窓の外のベランダの上にちょっと屋根があれば外で三脚を据えて写真を撮ればいいのかと思いました。

(中村会長)

部屋の中から景色を撮るのは難しいのですか。

(沼田委員)

ガラスを通して撮るともちろんよくないですし、上の方は空ですからほとんど部屋の中からは撮れないと思います。

(中村会長)

他になにかございますか。景観回廊はまだ始まったばかりですから、これからだんだん成熟していくと思います。関係する自治体には、景観行政団体になっていただきたいと思います。これについてはこういう方向でよろしいですか。

それでは、次に「届出の状況について」御報告をお願いします。

(事務局)

「届出の状況について」を報告。(略)

(中村会長)

結論は、山形県景観審議会運営細則の改正ということですが、これは審査部会で検討できる内容について、景観形成基準を追加したいということですが、現在の規制内容の見直しを部会の方で検討することができるようになります。これについて、山畑部会長から何か補足はありますか。

(山畑委員)

はい、部会を開催してきますと、事務局から御報告いただきましたように、当初想定していなかったといえますか、最初につくった基準ではそのまま運用していくのはかなり厳しいと思われることができています。

例えば、非常に増えております携帯のアンテナですと、眺望面の高さを超えてしまうのですが、超えないように低いものにすると必要な本数が1本から2本になるとか、電波の改善ができなくなるなど、いろんな条件がどんどん変わってきます。また、白地地域についても、既成市街地であった場合には、普通に基準を適用していくと違反をしているということになる。しかし、現実的には景観的にはこれはほとんど影響がないという事例もある。そういったことがたくさん見えてきていますので、今御説明がありましたように、より強い規制をかけるべきところにはそういう規制を検討することも含めまして、実態に合うようにすることが必要であると考えています。

例えば、外壁の色の問題もガラス面は対象に入れていないのですが、ガラスの内側から色を使われたら景観上問題がある。そういったいろんな案件が部会に挙がってきています。ですから、部会の委員は審査をしている段階でいろんな意見を持っていますので、部会中心に作業、ワーキングを立ち上

げる様な形で新たな基準の原案を作っていくことは可能かと思えます。

(中村会長)

どうぞ、御審議をお願いします。

(前内委員)

国交省山形河川国道事務所の前内です。たいへんいいことだと思います。ただし、実際に審議、検討するときに留意しなくてはいけないことがあると思えます。それはステークホルダ(利害関係者)でありまして、例えば、今回国道112号の事例がありましたが、まずもって、電信電話会社、電力、広告、実際その利害に絡むものの立場を景観のコンセンサスの仕組みに取り入れていくということをやらないと対立構造になってしまいます。その検討の筋道をお考えいただきたいと思えます。

(日原委員)

ただ今、携帯電話基地局の話がでましたけども、既にできあがっているものが多いために、いつも後追いになってしまいます。それは、つまりもう認めたことと同じで次も認めざるを得ないという状況になってしまいます。これはある一定地域で何本という制限値を設けるとか、共同の集合基地局を作るとか等、早く手を打っておかないといけないのではないかと思えます。まだこれからもどんどん増えると思えますので、そういった規制措置の方が先だという気がしています。

それからまた色については、だいたいグレーを使っているのですが、これが安かろう、悪かろうという、安い素材を使っていますので、すぐに色むらが出ますし、とかく景観を壊す元凶だと思うのです。ああいうものの林立を放置すると、市民は便利さの方を優先していることに気づかず、醜さに平気でいられる感覚に慣れてしまい、いくら景観問題に一生懸命取り組もうとしても、携帯電話基地局は既に大きな景観阻害要因になっているので、この問題をもう少し真剣に取り組んでいただきたいなと思っております。

(中村会長)

いろいろな問題点について、審査部会の方から問題提起していただいて、ここで審議したいと思えます。今まで経験が少し蓄積されてきましたが、これからも難しい案件がでてくると思えますので、そのつど少しずつ軌道修正して有効に働くようにやりたいものだと思っております。

広告物の方はどういう風に扱っていますか。

(事務局)

広告物につきましては、景観法の規定では、屋外広告物条例に適合していれば、景観法の届出は不要ということになっています。

(中村会長)

景観法に基づく、景観審議会の審査以外なのですか。それは屋外広告物の審議会が別にあって、そちらでやっているのですか。

(事務局)

はい、屋外広告物は屋外広告物審議会の方で審議することになっております。

(中村会長)

そうだとすると、我々としては関心があることなので、報告事項でもいいので、どうなっているのか話をしていただきたいと思えます。

(事務局)

今の屋外広告物の件についてですが、違反広告物の是正は指導しているものの、その一方で毎年新たな違反が見つかっており、いわば、いたちごっこというのが現状となっております。

毎年少しずつ是正率は上がってきてはおりますが、非常にゆっくりとしたペースでございまして、今後の新たな違反がでてくるという可能性もあります。現在、違反案件の類型分析を行っておりまして、その結果を見ながら手を打っていきたいと考えています。

(中村会長)

眺望景観に関しては、特に屋外広告物も大きく関係するのですが、ここでは議論できないのでしょ



うか。その辺もこれからは検討する必要があるのではないかと思います。

(事務局)

屋外広告物の規制内容が景観法、景観条例に基づく規制と整合がとれているのかどうか、これからチェックしていかなければならないと考えています。

(中村会長)

御憂慮いただきたいと思います。よろしく申し上げます。他に御意見ありますか。

(前内委員)

多分、与えられた課題というのはいかに景観を良くしていくか。その行政手法は何かというところで悩んでいるのかと思います。例えば、猪苗代湖の湖畔ではコンビニの看板も低くなっていて、色彩も落ち着いたものになっている。どうしてそういう仕組みが他地域ではうまくできているのかを研究していただいて、それが今の法、条例の仕組みのどこを活用していけばできるのかを検討いただいて審議会に報告するとうことも考えてみてはどうでしょうか。

(中村会長)

それではただ今の報告に関してはこれでよろしいですか。それでは、事務局から提案のありました山形県景観審議会運営細則の改正について、お諮りしたいと思います。これで、よろしゅうございますか。(異議なし)どうもありがとうございました。審査部会の職務に行為の制限に関する事項のうち規制又は措置の基準について、検討することを追加することとします。

それでは、次に「セミナー等の開催状況並びに公共事業景観形成基準の運用状況について」、まとめて報告をお願いします。

(事務局)

「セミナー等の開催状況について」

「公共事業景観形成基準の運用状況について」を報告。(略)

(中村会長)

以上、報告事項2件について、何か御意見ございますか。

公共事業景観形成基準の運用というのはまだ2年なんですが、これまで82件運用したということですが、具体的内容をまだ細かく報告する段階ではないのかもしれないけど、適当な時期に少し事例を具体的に御報告いただきたいと思います。

(事務局)

わかりました。

(中村会長)

まだ、意識を高める段階だということのようですが、具体的にこんな効果がありましたとかということがあるわけですので、いずれしていただけたらと思います。

(事務局)

わかりました。

(中村会長)

はい、何か他にございますか。

この件については特にならぬようございますが、本日の審議全体を通じて何かございますでしょうか。よろしいですか。

(日原委員)

景観形成に関する検討事項のようなものは、だいたい数量的に皆さんが納得できるという点で規制的な方向に偏るので、そうではなくてもっと土地の精神性を訴える何かを取り入れていただきたいと思います。文化性とか歴史性とかの視点を踏まえた景観でなければ、人々の関心をひきつけることはできないと思います。ですから土地固有のものを反映させた特徴的な形にして欲しいと思っています。

(中村会長)

そういうことはやはり具体的な例がないと議論がしにくいので、いずれ報告していただきましょう。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは事務局におかえしします。

(事務局)

長時間にわたりまして御審議いただきまして、まことありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の審議会を終了致したいと思います。本当にありがとうございました。

平成 22 年 12 月 17 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員